

森林の所有者届出制度が 始まっています

昨年の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づき土地売買契約の届出を提出している方は対象外。

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出。

届出事項 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載。添付書類と

して、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要。

照会先 県森林整備課森林計画係
（☎058-272-1111・内線3024）、林業振興課（☎23-9251 関23-7741）

平和を祈念して黙とうを

戦没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈念するため、家庭や職場などで、次の日時に1分間の黙とうをささげていただきますようお願いいたします。

- ▽広島に原爆が投下された日時
8月6日午前8時15分
- ▽長崎に原爆が投下された日時
8月9日午前11時2分
- ▽戦没者を追悼し平和を祈念する日
8月15日正午

照会先 福祉政策課（☎23-903

2 関23-7748）

防災訓練に参加しましょう

大規模災害が起こった場合、市や消防署などの防災関係機関は、総力で活動に取り組みますが、同時多発の119番通報や道路の破損、ライフラインの遮断などさまざまな要因で、迅速な救出救助活動が行えない状況が考えられます。

災害の規模が大きくなるほど、一人の力では限られてしまい、自助（自分の身は自分で守る）・共助（共に助け合い、自分たちのまちを守る）が重要となります。普段から近隣の方と顔見知りになり、地域での協力体制を作るためにも、各自治会や市で行われる防災訓練に積極的に参加し、いざという時どうするかという心構えを体験しましょう。

照会先 関消防署（☎23-0119）



ケーブルテレビ・チャンネル長良川 明日を創る関のまち 8月号

放送時間	月・金・土曜日	日
	午前10時30分～10時45分	午前6時～6時15分
	火曜日	午後8時15分～8時30分
	水曜日	午後3時30分～3時45分
	木曜日	午前9時30分～9時45分

放送内容 「関の道ウォーキングで健康に！（仮）」

関の道ウォーキングガイドに掲載のコースを歩いて、健康づくりを呼びかけます。



岐阜エフエム 80.0MHz

シティ インフォメーション

毎週金曜日
午前9時～

8/3: 国体炬火リレー
8/10: 夏の風物詩 関の花火大会

ぎふちゃん 岐阜ラジオ 143.1kHz

関市の時間

毎月第1・3水曜日
午前9時40分

8/1: 関の花火大会と盆おどり

